

2014年3月17日

法務省「ADR法に関する検討会報告書」(2014年3月17日)に関する

当協会からのコメント

一般財団法人日本ADR協会

報告書の第2「施策」2ウ「時効中断効」において、現行法25条1項が「紛争当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に手続実施者が当該認証紛争解決手続を終了した場合」と規定しているため、手続実施者を選任しない間に相手方不応諾等の理由で事務局限りで手続を終了させた場合には、手続実施者が終了した場合にあらず、時効中断効を受けることができないと解されることを前提として、手続実施者を選任してその判断を仰ぐという扱いに変更するか、そのような扱いの変更をしないのであれば、不応諾の場合には同条が定める時効中断効は生じない旨利用者に注意喚起するなどの対応をとることが考えられると指摘されました（報告書該当部分の注1参照）。手続実施者をどの段階で選任するかは、各機関の制度設計によりますが、応諾が確認される前に手続実施者を選任するとコストがかかることから、事務局限りでの終了を行うという実務を維持する場合でも、少なくとも上記の通り、不応諾の場合には時効中断効が生じないこともある旨利用者に注意喚起するなど、何らかの対応をとることも検討したほうがよいと思われま

なお当協会では、この点を含め、報告書に盛り込まれた事項及びADR法制度に関し、今後とも実務面からの検討を進め、会員の皆様と情報共有していきたいと考えています。

以上